# くらしの情報 くらしに役立つ情報をお届けします♪

## 相 談

# 鳥取年金事務所 年金相談会について

日本年金機構では、全国の年金事務所等 で年金の予約相談を実施しています。予約の 方法は電話のほか、インターネットでもでき ます。

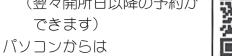
また、鳥取年金事務所では、毎月第3火曜 日、智頭町総合センターで出張による年金相 談会を実施しています。

年金請求の手続きや加入の状況、受給して いる年金の相談等を希望される人は、ぜひ利 用ください。

- ※ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金 手帳や基礎年金番号通知書、年金証書を準 備ください。
- ※総合センターでの出張相談会を利用される 場合も予約が必要です。その際は事前に年 金事務所へ問合せください。(総合センター での出張相談はインターネット予約ができ ません)
- ※代理人が相談に来られる場合は、委任状及 び代理人の本人確認書類が必要です。

# ★インターネット予約が便利です!

- ・夜間・休日にも相談予約ができます。
- ・相談する前日にメールであ知らせが届きま đ
- 予約はこちらから→ (翌々開所日以降の予約が できます)





## 日本年金機構 予約相談

Q

#### 【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所

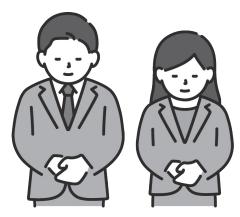
**☎**0857-27-8311

役場税務住民課 ☎75-4118

#### しらせ お

# 協会けんぽ鳥取支部加入者の 皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの協会け んぽの保険料率についてお知らせします。



鳥取支部の健康保険料率は変更となり、介 護保険料率(全国一律)も変更となります。 皆さまの理解をお願い申し上げます。

## 「健康保険料率]

☆令和6年2月分(3月納付分)まで

9.82%

☆令和6年3月分(4月納付分)から

9.68%

[介護保険料]

☆令和6年2月分(3月納付分)まで

1.82%

☆令和6年3月分(4月納付分)から

1.60%

- ※ 40 歳~ 64 歳までの人(介護保険第2号 被保険者)は、健康保険料率に介護保険料 率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分か ら変更後の保険料率が適用されます。

# 【問合せ先】

協会けんぽ鳥取支部企画総務グループ

**☎**0857-25-0051